

土壌汚染対策法に基づく対策の考え方 (含有量基準を超過した場合)

1. 法に基づく調査により、土壌の汚染状態が指定基準(含有量基準)を超過した場合

- 汚染土壌を摂取して、健康被害を生ずるおそれ
- 土壌が他の場所に搬出された場合、汚染が拡散するおそれ

指定区域に指定し、形質変更について制限を課すとともに、一定の場合に汚染の除去等の措置を命令

2. その土地が一般の人が立ち入ることができる状態となっている場合

- 汚染土壌を摂取することにより、健康被害を生ずるおそれ

措置が必要(都道府県知事は、措置を命ずることができる)

(1) 以下の(2)に該当しない土地

求められる措置の内容
= 盛土

※ 住宅やマンションの敷地については、そのまま盛土することで居住者の日常生活に著しい支障があれば、土壌を掘削して地表面を低くした上で、盛土を実施

(2) 乳幼児が砂遊びする砂場等の土地であって、その形質が頻繁に変更されることにより盛土の効果の確保に支障が生じるおそれがあると認められるもの

求められる措置の内容
= 掘削除去

土壌汚染対策法に基づく対策の考え方 (溶出量基準を超過した場合)

1. 法に基づく調査により、土壌の汚染状態が指定基準(溶出量基準)を超過した場合

- 土壌中の有害物質が溶出して、地下水を汚染するおそれ
- 土壌が他の場所に搬出された場合、汚染が拡散するおそれ

指定区域に指定し、形質変更について制限を課すとともに、一定の場合に汚染の除去等の措置を命令

2. 周辺の地下水が飲用に利用されている等の場合

- 飲料水が汚染され、健康被害を生ずるおそれ

措置が必要(都道府県知事は、措置を命ずることができる)

(1) 地下水が地下水基準(=環境基準)を超過していない場合

○土壌中の有害物質による地下水汚染は起きていないと考えられるが、土壌の汚染状態が指定基準を超過しているため、地下水が汚染されるおそれ

求められる措置の内容
= 地下水質の監視(モニタリング)

(2) 地下水が地下水基準(=環境基準)を超過している場合

○土壌中の有害物質が溶出して地下水を汚染しているため、健康被害を生ずるおそれ

求められる措置の内容
= 汚染の除去又は封じ込め